

春の全国交通安全運動

令和6年4月6日（土）から4月15日（月）までの10日間

無資格運転等の禁止

16歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転することや16歳未満の者に対して特定小型原動機付自転車を提供することは法律で禁止されています。

【罰則】6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

飲酒運転等の禁止

お酒を飲んだときは、特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。

また、酒気を帯びている者で、飲酒運転をするおそれがある者に対し、特定小型原動機付自転車を提供したりしてはいけません。

【罰則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（運転者酒酔い運転の場合）

乗車用ヘルメットの着用

特定小型原動機付自転車の運転者は、交通事故による被害を軽減するためにも、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



乗車用ヘルメットの着用

自転車事故で亡くなる方の多くが頭部に致命傷を負っています。

被害を軽減するためにも、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

保険への加入

自転車事故の加害者となった場合、数千万円の高額な賠償責任が生じることがあります。万一の事故に備えて、自転車保険に加入しましょう。



今日もまた

あなたの無事故

待つ家族



大切な自転車を守るために！

特に、住宅・駅・商業施設・店舗等の駐輪場などでの被害が多く、

約7割が「無施錠」での被害
被害者の約5割が学生

となっています。

大切な自転車を盗まれないためにも、

短時間でも！自宅などでも！

「鍵かけ」

を心掛けましょう！！



安全で楽しい登山のために



登山計画の策定・登山届(登山計画書)の提出十分な事前準備・情報収集をしましょう
ゆとりのある行動をしましょう
複数人登山をしましょう



山と自然ネットワークコンパス
Compass

全国山域の登山届がひとつの窓口で提出できます。



<https://www.mt-compass.com/>